

一般社団法人日本核医学会核医学診療看護師制度に関する規定

平成 27 年 12 月 9 日日本核医学会教育・専門医審査委員会にて決定
令和 2 年 7 月 10 日日本核医学会教育・専門医審査委員会にて決定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 核医学における看護に優れ、放射性物質の安全取扱いに習熟した看護師を養成し、核医学診療における看護水準の向上をはかり、社会に貢献することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、一般社団法人日本核医学会（以下、学会）は「核医学診療看護師」を認定する。

第 2 章 委員会

(運営)

第 2 条 この制度の運営には、学会の教育・専門医審査委員会(以下、委員会)が当たる。

2 委員会の委員に看護師を含めることを原則とする。

第 3 章 認定

(認定の要件)

第 3 条 核医学診療看護師申請の要件は、下記のすべてを満たすこと。

- (1) 認定申請時に学会の会員（看護師会員、一般会員、あるいは正会員）であること。
- (2) 学会会費を完納していること。
- (3) 看護師、准看護師、あるいは保健師であること。
- (4) 核医学診療に携わった経験を持つこと。
- (5) 学会が定めるセミナーに参加して試験に合格し修了証の発行を受けていること。なお、学会春季大会核医学基礎セミナー看護師コースがこれに相当する。

(6) 認定申請時に過去3年間に5単位を取得していること。なお、これに係る単位表および認定した学術集会と取得単位表は別に定める。上記(5)の学会が定めるセミナーの参加単位も過去3年間のものは算定できる。

(認定申請の方法)

第4条 認定申請者は、次の必要書類に認定料を添えて所定の期日までに学会に提出する。

- (1) 認定申請書
- (2) 看護師、准看護師、あるいは保健師の免許証のコピー
- (3) 学会が定めるセミナーの修了証。なお修了証の有効期間には期限を設けない。

(認定証の発行)

第5条 委員会は認定および更新の申請を審査する。合格者には理事会の承認を得て、認定証を発行する。

第4章 更新

(資格更新)

第6条 核医学診療看護師は認定を受けた年から5年毎に、核医学診療看護師資格更新(以下、資格更新)を受けなければ、引き続いて核医学診療看護師を呼称することはできない。

(更新の要件)

第7条 資格更新の要件は、下記のすべてを満たすこと。

- (1) 更新申請時に核医学診療看護師であること。
- (2) 更新申請時に過去5年間継続して学会会費を完納していること。
- (3) 更新申請時に過去5年間に15単位を取得していること。なお、これに係る単位表および認定した学術集会と取得単位表は別に定める。

(更新の保留)

第8条 過去5年間に取得した単位数が、所定単位数に満たない場合は、資格更新の保留を申し出て、所定単位数を取得後に更新の申請をすることができる。

ただし、保留期間中は核医学診療看護師を呼称することはできない。

2 委員会は保留の申し出について、産休育休、海外留学、長期病気療養等の事情を十分に配慮する。

(更新申請の方法)

第 9 条 更新申請者は、次の必要書類に更新料を添えて所定の期日までに学会に提出する。

(1) 資格更新申請書

(2) 申請のための単位取得証明書

・学術集会、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写し

・演者としての単位申請は、それを証明するプログラム、抄録等の写し

第 5 章 処罰と資格喪失

(処罰)

第 10 条 委員会は核医学診療看護師としてふさわしくない下記(1)～(5)の行爲があつた時には、理事会の承認を得て、核医学診療看護師の資格を取り消すなどの処罰を行うことができる。

(1) 核医学診療看護師資格取得における不正行爲

(2) 医療事故

(3) 違法な診療行爲

(4) 生命倫理に反する診療行爲

(5) 医療法や放射線障害防止法等の放射性同位元素等の取扱いに関する違法行爲

(退会による資格喪失)

第 11 条 学会を退会したときには核医学診療看護師の資格を失う。ただし改めて学会に入会し認定申請することを妨げない。

第 6 章 費用

(認定更新費用)

第 12 条 核医学診療看護師の認定、更新のために規定の料金を徴収する。

認定料は 5,000 円（税抜き）とする。

更新料は 5,000 円（税抜き）とする。

附則

1 この規定は平成 27 年（2015 年）12 月 9 日から施行する。

2 移行措置として第 1 回認定の核医学診療看護師の更新は平成 33 年（2021 年）に行う。